

議案第 98 号

渋川市森林環境譲与税基金条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 13 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林の整備及びその促進に資するため、渋川市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、基金の設置目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴い、森林整備の促進を図るため、渋川市森林環境譲与税基金を設置しようとするものである。

森林環境税及び森林環境譲与税について

温室効果ガス排出削減目標の達成などの観点から、森林整備等に係る地方財源の確保のため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）が制定され、平成 3 1 年 4 月 1 日より施行された（賦課徴収等一部の規定は令和 6 年 4 月 1 日施行）。

1. 森林環境税（令和 6 年度から課税）の概要

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税
税 率：1, 0 0 0 円（年額）
賦 課 徴 収：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
国への払込み：都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み
そ の 他：個人住民税に準じて非課税の範囲、減免、納付

2. 森林環境譲与税（令和元年度から譲与）の概要

譲 与 総 額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額 ※ 経過措置あり
譲 与 団 体：市町村及び都道府県
譲 与 基 準：
 （市町村）総額の 9 割に相当する額 ※ を私有林人工林面積（5/10）、
 林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分
 ※私有林人工林面積については、林野率により補正
 （林野率85%以上：1.5倍、林野率75%以上85%未満：1.3倍）
 （都道府県）総額の 1 割に相当する額 ※ を市町村と同等の基準で按分
使 途：
 （市町村）間伐等の森林整備や、人材育成・担い手の確保、木材利用の
 促進、普及啓発等の森林整備の促進に関する費用
 （都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用
そ の 他：使途についてはインターネット等の方法により公表

3. 経過措置等

- （1）令和元年度から令和 5 年度までの間における森林環境譲与税は、交付税及び譲与税配布金特別会計における借入金により対応
- （2）令和 6 年度から令和 1 4 年度までの間においては森林環境税の収入額から借入金の償還金及び利子の支払に要する費用等に相当する額を控除
- （3）制度創設当初の譲与割合は市町村 8 割、都道府県 2 割とし、段階的に市町村 9 割、都道府県 1 割に移行

渋川市における森林環境譲与税の活用イメージ

